

6 推進体制と 進行管理

第6章では、本戦略を着実に推進していくための推進体制や進行管理の方法などについてまとめています。

第6章

推進体制と進行管理

1 推進体制

(1) 各推進主体の連携

本戦略における望ましい姿は、各推進主体の連携による継続した取組によって、はじめて実現できるものです。このため、本戦略の推進に当たっては、市民、事業者（企業、地場産業）、市、観光客・都民の全ての推進主体が相互に連携・協力する必要があります（図 37）。

また、生物多様性国家戦略など、生物多様性の保全等に関する国の方向性や取組についての情報収集をはじめ、市域を越えた対策が必要な課題（外来種対策、河川環境の改善など）については、必要に応じて、国や東京都、近隣市町村との連携を図ります。

さらに、国や東京都が市域で実施する公共事業について、生物多様性に影響を及ぼす可能性が見込まれる場合や希少な生きものの生息・生育環境を保全する必要がある場合などは、事業の目的を踏まえながら、その生態系や生きものに応じた工法の選択や施工中の影響を最小限にとどめる工程を採用するなど、生物多様性の保全や配慮を要請します。

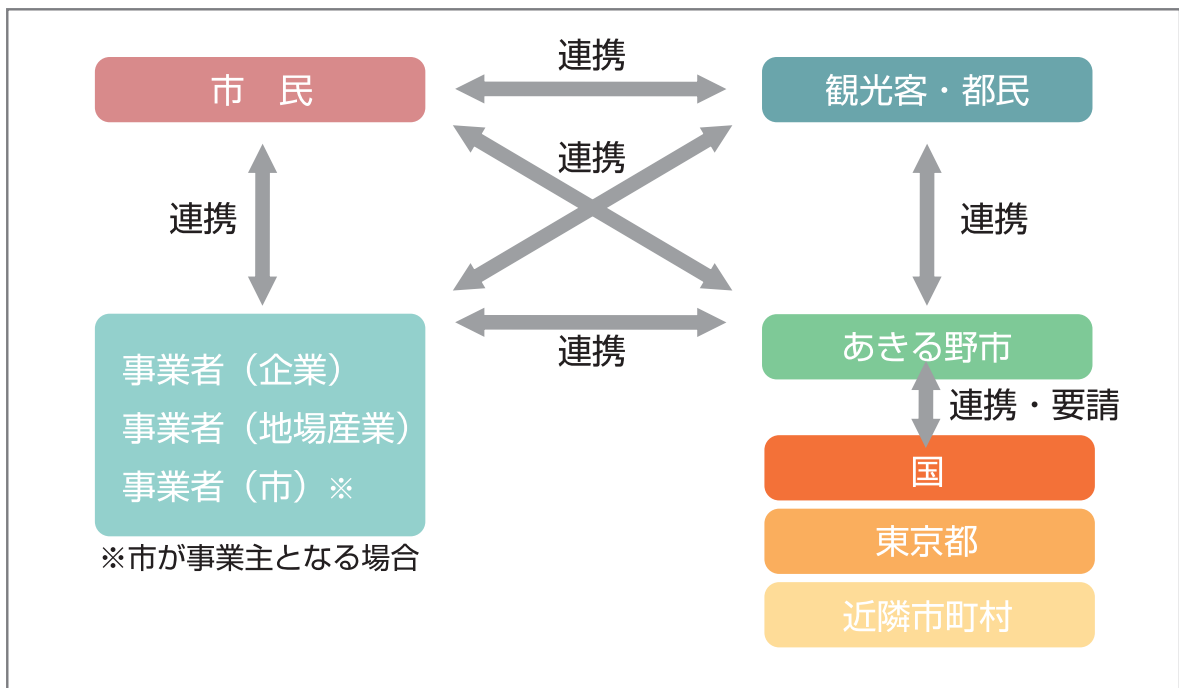


図 37 各推進主体の連携のイメージ

(2) 協働組織などの設置

生物多様性の保全や活用について、情報共有や意見交換などを行うとともに、取組の推進や生物多様性に関する課題への対応を図っていくため、各推進主体の代表者や有識者による新たな組織（(仮称)あきる野生きもの会議）を設置します。

また、「(仮称)あきる野生きもの会議」は、実施計画の策定に関し、必要な検討なども行います（図38）。

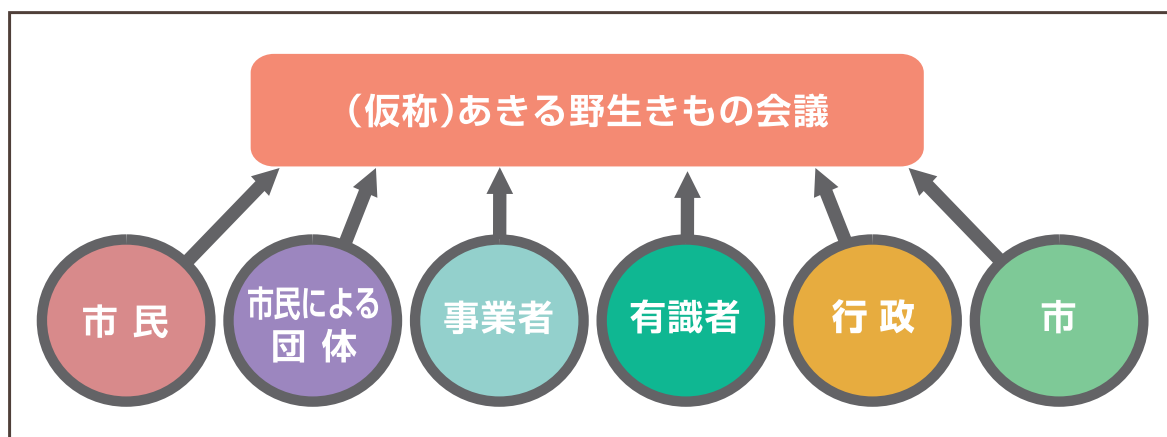


図38 協働組織の構成案

さらに、市では、市役所全体で本戦略の共通認識を図るとともに、取組に関する情報交換等を行うため、関係各課や各部庶務担当課で構成する庁内の横断組織を設置します。

(3) 協働組織などの位置付け

「(仮称) あきる野生きもの会議」と庁内横断組織は、本戦略の推進に当たり、生物多様性の保全に影響を与える事項等について連携・意見交換等を行います。

また、本戦略は、「あきる野市環境基本計画」の自然環境分野等を担うものであることから、「(仮称) あきる野生きもの会議」は、環境基本計画に基づき設置された市民、事業者、市の協働組織である「あきる野市環境委員会」と情報交換を行います。

本戦略の方向性等について、大幅な変更を行う必要があると認められる場合には、「あきる野市環境基本条例」に基づき設置された市長の諮問機関である「あきる野市環境審議会」への諮問が必要となります(図39)。

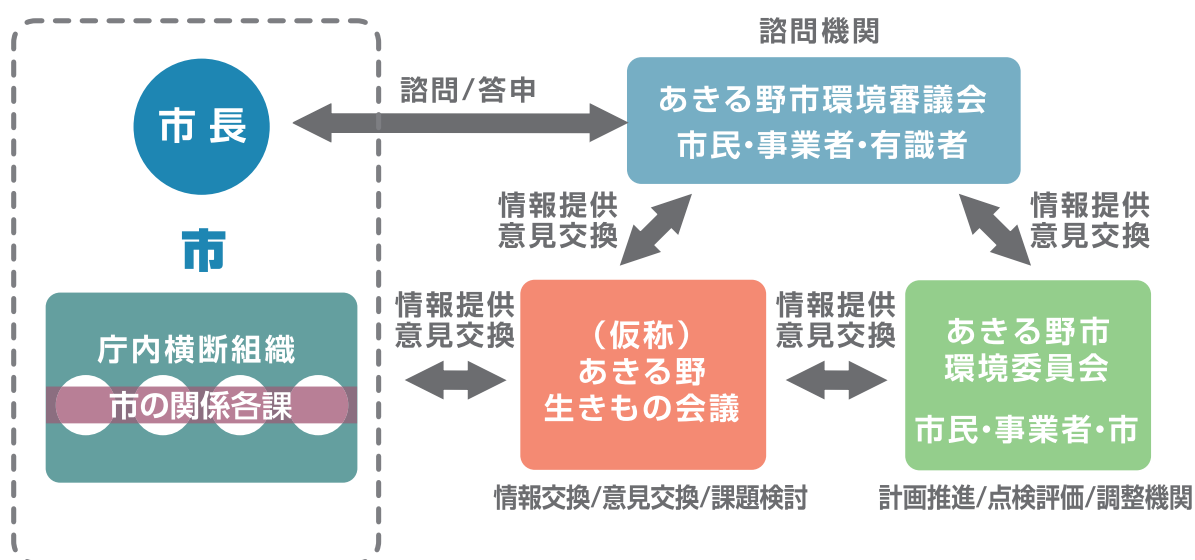


図39 位置付けのイメージ

2 進行管理等

本戦略は、「あきる野市環境基本計画」の自然環境分野等を担うものであることから、取組の進捗状況の把握と公表は、環境基本計画の施策の進捗状況等を示す「あきる野市環境白書」の中で行います。

また、本戦略の進行管理は、「(仮称) あきる野生きもの会議」、「あきる野市環境委員会」、庁内横断組織の連携により実施します。進行管理は、本戦略を着実に推進し、望ましい姿の実現に近づくために、状況に応じて対策を検討する「順応的管理手法」(PDCA)を用いることとします。

進行管理に活用する指標などは、総括的な指標の設定が困難であるため、生物多様性の取組に応じた設定を行います。指標の設定は、生物多様性の保全の仕組みの構築(条例制定等)を踏まえ、実施計画を策定する中で検討していきます。

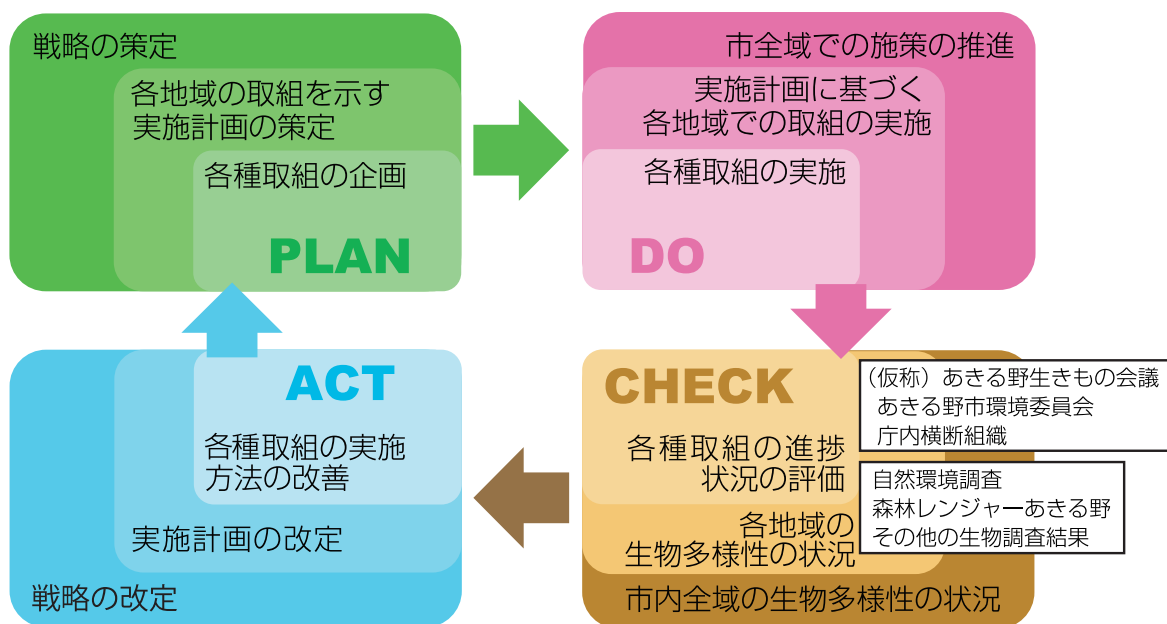


図 40 PDCA のイメージ

3 戦略の見直し

本戦略の対象期間は、2014（平成 26）年度から 2023（平成 35）年度までの 10 年間としています。ただし、実施計画で設定する目標の達成状況や自然環境、国の動向などの社会状況に大きな変化があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

また、本戦略の折り返し時期に当たる 2018（平成 30）年度には、取組の進捗状況や生物多様性の状況等を検証し、本戦略の見直しや改定の必要性などについて検討します。